

公立大学法人広島市立大学研究資金受入れに係る報奨に関する規程

令和7年3月25日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、外部機関等から研究活動等に必要な資金（以下「研究資金」という。）を受け入れることによって公立大学法人広島市立大学（以下「本法人」という。）の財務への寄与が顕著な者を報奨することにより、研究資金の受入れを奨励し、本法人における研究資金の増加及び研究活動等の一層の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外部資金」とは、外部機関等から本法人が受け入れる次に掲げる研究資金をいう。
 - ア 科学研究費（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金をいう。）
 - イ 受託研究費
 - ウ 共同研究費
 - エ 補助金
 - オ 寄附金
 - カ その他アからオに相当すると認められる資金
- (2) 「間接経費等」とは、外部資金のうち、研究活動等に直接的に使用する経費を除き、研究活動等の実施に伴う本法人の管理に必要な経費のほか教育研究環境の整備充実等に必要な経費に充当するため措置されるものをいう。

(報奨)

第3条 外部資金として受け入れた間接経費等の総額が50万円以上で、本法人の財務への寄与が特に顕著と認められる者に対し、理事長が賞状及び報奨金を授与し、これを報奨する。

- 2 報奨する者は、原則として一年度において5名以内とし、報奨金に係る予算の範囲内で、審査の上、決定する。
- 3 報奨金の額は、その者の研究活動等によって受け入れた間接経費等の総額の5%を超えない範囲で別に定める。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、報奨の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度以降に受け入れる外部資金から適用する。